

# 回答書

回答日: 令和7年4月25日

担当課: こども若者政策課

物品番号 第4号

物品名: 自動体外式除細動器(AED)

	質疑事項	回答
1	フクダ電子より当該商品は供給が追いついておらず納品期限を遵守できない旨を受けましたが、そのような状況で入札参加は可能でしょうか？	<p>当該入札につきましては、製造年月日を直近に定めたものではないことから、在庫品であっても納期内に納品できる場合には、入札の参加は可能です。</p> <p>ただし、納品期限を遵守できない場合の入札参加はできません。なお、応札後、天災・世界情勢等の影響により、納品期限を超えてしまった場合については、個別に事象が発生した時点で協議させていただきますこととなります。</p> <p>(雑則) 第13条 この契約および草津市契約規則に定めがないことについては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。</p>
2	フクダ電子より当該商品の仕様書が忠実に記載されているため他社の商品も含めて該当する同等品がないとの回答を受けていますが、発注担当課が同等品として承認すれば、その商品での入札参加は可能なのでしょうか？	お見込みの通りです。

## 物品購入契約書 (案)

契約番号	第4号
物品名	自動体外式除細動器 (AED)
規格	仕様書のとおり
数量	8台
契約金額	円 (うち取引にかかる消費税および地方消費税の額 円)
納品期限	令和7年7月25日
納品場所	仕様書のとおり
契約保証金	免除
その他特記事項	

上記の件について、発注者と受注者の両当事者間において、物品購入契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 草津市草津三丁目13番30号  
草津市長 橋川 渉

(受注者)

総則)

第1条 発注者および受注者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

(権利義務譲渡の禁止等)

第2条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、またはその履行を委任することはできない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(危険負担)

第4条 履行前に生じた物品についての損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、受注者がこれを負担するものとする。

(物品の検査および引渡し)

第5条 発注者は、受注者からの物品の納入があったときは、その日から10日以内にこれを検査し、合格と認められたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 検査方法は、発注者の任意とし、受注者はその決定に対しては異議を申し立てることはできないものとする。

3 受注者は、検査の結果不合格のものがあつたときは、発注者の指定する期日までに完全なものを納入しなければならない。

(延滞金および違約金)

第6条 受注者は、物品の納入を遅延したときは、発注者に延滞金を支払わなければならない。ただし、天災・地変・その他発注者がやむを得ない理由によると認められたときは、この限りでない。

2 前項の規定による延滞金は、遅延日数1日につき契約金額の契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

3 契約保証金額の全部または一部を免除した場合において、第8条により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(契約金額の支払い)

第7条 物品の引渡し後、受注者から適法な支払い請求書が提出されたときは、発注者はこれを受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

(契約の解除等)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し物品を粗雑に扱い、または品質、数量に関し不正な行為をしたとき。
- (3) 発注者の行う物品検査に際し、係員の職務執行を妨げ、または妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと発注者が認めたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下この号において同じ。))または暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社もしくは第3者の不正の利益を図る目的または第3者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合において、受注者に損害を与えることがあつても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合の契約保証金は、発注者に帰属するものとし、受注者が既に発注者に納入した物品があるときは、発注者は、その相当代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の損害賠償義務)

第9条 受注者は、前条第1項の規定により契約が解除されたときは、発注者に対し、これによって発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された目的物の種類、品質または数量が契約の内容に適合しないとき(以下「契約不適合」という。)は、別に定める場合を除き、その補修、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、または追完請求とともに、損害賠償の請求および契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)損害賠償の請求および契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求および契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時こそその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(談合行為等に対する措置)

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約およびこの契約に係る変更契約による契約金額(単価契約の場合は支払金額)の10分の1に相当する額を、賠償金として、発注者に支払わなければならない。この契約による物品の納品が完了した後においても同様とする。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下第3号までにおいて「法」という。)第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあつたとして、法第7条第1項もしくは第2項(法第8条の2第2項および法第20条第2項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第1項もしくは第3項、法第17条の2または法第20条第1項の規定による命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者が法第2条第6項の不当な取引制限をし、法第3条の規定に違反する行為がある、またはあつたとして、法第7条の2第1項(同条第2項および法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者が法人である場合にあっては、その役員または代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律

第45号) 第96条の3の規定による刑が確定したとき。

- (4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。この場合における契約解除に係る違約金の徴収については、第6条第3項、第8条第2項および第3項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(草津市契約規則の準用)

第12条 この契約に定めるものの他、受注者は、この契約の履行に関し、草津市契約規則(平成6年草津市規則第10号)を守らなければならない。

(雑則)

第13条 この契約および草津市契約規則に定めがないことについては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。